

平成29年度 第12回全体庁議（1月29日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(5) 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）等について [保健福祉部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

平成30年1月18日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)」が公布された。地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準等及び介護予防支援事業に係る人員及び運営に関する基準等については、市町村の条例に委任されていることから、本省令改正に伴う「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか2条例の改正にかかるパブリックコメントの実施について、2月15日の厚生委員会に報告するもの。

また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)」により介護保険法の一部が改正され、平成30年4月から、指定居宅介護支援事業者の指定等が都道府県から市町村へ移譲されることとなった。

このことにより、これまで都道府県の条例で定められていた指定居宅介護支援事業に係る申請者の要件、人員及び運営に関する基準について、市町村の条例に委任されたことから、「帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」の制定にかかるパブリックコメントの実施について、2月15日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

【帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正(素案)】

1 基本方針

現行の条例は、目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者は、基準条例を遵守することで、適切な事業運営を行っていることから、一部改正された基準省令どおりに条例を一部改正するもの。

2 北海道条例との整合性

同じ地域内で類似のサービスを提供する都道府県が指定権者である事業者に関しては、北海道の条例が適用されることから、地域内での整合性を確保する観点から、帯広市が定める独自基準についても、基準省令どおり一部改正される予定である北海道の条例と整合性を図るもの。

3 基準改正の主な内容

(1) 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○ 共生型サービスの創設

障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。

○ 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、指針の整備等について運営基準に規定する。

○ 入所者の医療ニーズへの対応

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ対応方針を定めなければならないことを義務づける。

(2) 帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○ 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、指針の整備等について運営基準に規定する。

(3) 帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

○ 医療と介護の連携の強化

入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけるほか、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。

○ 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等の説明を義務づける。

○ 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、障害福祉制度の特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。

【帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定(素案)】

1 基本方針

国が定める現行法令は、居宅における要介護者の心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画を作成することで、居宅サービス等を適切に利用できるよう必要最低限の基準を定めたものである。このうち、参酌すべき基準については、権限移譲に伴う円滑な事業継続の観点から、北海道の基準条例の内容を継承することを基本とする。

また、今回の省令改正に伴う部分については、介護支援専門員と医師等との密接な連携を促進する趣旨であるため、国の基準どおりとするものとし、既に制定している指定介護予防支援事業に対する基準や本市の他条例との整合性を図るため、一部独自基準を設けるもの。

2 帯広市独自基準の考え方

帯広市暴力団排除条例との整合性を図るため、必要事項について条例に明文化する。

■ 今後のスケジュール

平成30年4月1日施行に向けて取り組んでいく。

- ・平成30年2月 6日～ パブリックコメント実施（2月19日まで）
- ・平成30年2月15日 厚生委員会へ報告
- ・平成30年2月21日 帯広市健康生活支援審議会へ報告
- ・平成30年2月26日 帯広市地域密着型サービス運営委員会へ報告
- ・平成30年3月 1日 帯広市議会定例会へ条例（案）提案
- ・平成30年4月 1日 条例施行

■ 審議結果

- ・同内容で、2月15日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等